

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月26日(火) 14:28~14:51
2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員

会長	玉城	増生	
1番	知念	雄二	
2番	西江	正	
3番	知念	正和	
5番	知念	順司	
6番	大城	進	
7番	大城	貴子	
8番	東江	良和	
9番	玉城	正芳	計9名

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 非農地証明について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮里 正邦
主事 崎濱 秀太

平成31年 第2回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成31年第2回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局より報告致します。委員総数9名中、9名全員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のあったとおり、委員総数9名のうち9名が出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。
それでは議事に入ります。

議長 日程の第1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。委員に2番西江委員。3番知念委員を指名致します。

日程の第2、「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。今回9件の申請が出ております。

No.1 譲受人●さん。経営耕地面積が17,624㎡。譲渡人●さん。此方はお祖父さんから孫への所有権移転贈与となっております。申請地、●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積557㎡。同じく●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積353㎡。合計910㎡。坪にしまして275坪の贈与となっております。

次にNo.2、譲受人●さん。譲渡人●さん。此方は父方の祖父から孫への贈与ということになっております。経営面積は同じく17,624㎡。申請地が●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、2,055㎡。同じく●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積1,609㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積3,590㎡。合計7,254㎡。坪にしまして2,194坪。所有権移転贈与となっております。

次にNo.3 譲受人●さん。譲渡人●さん。此方は父親から息子へということになっております。申請地が●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積1,457㎡。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積1,063㎡。合計2,520㎡。

坪にしまして 762 坪。所有権移転贈与となっております。次の頁をお願い致します。

No.4 譲受人●さん。譲渡人●さん。此方は譲受人の母方のお祖母さんになります。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,610 m²。同じく●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積 213 m²。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積 1,822 m²。合計 3,645 m²。坪にしまして 1,102 坪。所有権移転贈与となっております。

次にNo.5 譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地、●。登記地目、宅地。現況地目、畑。地積 3,295 m²。賃借権設定 10 年間。坪にしますと 996 坪。賃料が年間坪 50 円となっております。

次にNo.6 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 27,260 m²。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 651 m²。所有権移転贈与。坪にしまして 196 坪。

次にNo.7 譲受人●さん。経営面積が 49,260 m²。譲渡人●さん。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 384 m²。坪にしますと 116 坪。所有権移転贈与となっております。

次にNo.8 譲受人●さん。譲渡人●さん。此方は譲受人の伯父にあたると思います。譲受人の経営面積が 10,819 m²。申請地、●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積 762 m²。所有権移転贈与。230 坪となっております。

No.9 譲受人●さん。譲渡人●さん。此方は譲受人の兄となっております。譲受人の経営面積が 10,819 m²。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 227 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 9.68 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 238 m²。合計 474.68 m²。坪にしまして 143 坪。所有権移転贈与となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩致します。(14:37~14:40)

再開致します。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

会長 日程の第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ

いて」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について、下記の通り申請されていますので可否の意見を求めます。申請人、譲受人●さん。譲渡人●さん。此方は●さんの義父さんからの使用貸借権設定となっております。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。転用面積●㎡。転用目的、一般住宅。先程申し上げた通り、使用貸借権設定。永年間。●坪となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

局長 すいません。追加で説明してよろしいでしょうか。

議長 はい。

局長 すいません、休憩をお願いします。

議長 休憩します。（14：39～14：41）

議長 はい。再開します。事務局の方に意見決定理由の説明をお願いします。

局長 大変申し訳ございません。議案書の方に意見書を添付すべきでしたが、添付しておりませんでしたので、改めて意見書について申し上げてご説明とさせていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)について。譲受人●さん。譲渡人●さん。所在地が●。面積が●㎡。一般住宅建築。農地の区分、第3種農地となっております。第3種農地とした理由としましては、この土地のある道路で囲った区画。「街区」と申しますが、そこに占める宅地の面積の割合が40%を超えている。という事での扱いとなっております。意見決定の理由「当該申請地は●に位置し、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については許可相当と認める」。この第3種農地につきましては原則、転用可能地ということになっております。総合意見「許可相当と認められる」以上、意見書とさせていただきます。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案の通り決定するこ

とにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なし。と認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

議長 日程の第5、議案第3号「非農地証明について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明申し上げます。議案第3号「非農地証明について」上記の件について、下記のとおり申請されていますので可否の決定を求めます。申請人●さん。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積19㎡。所有者●さんとなっております。この土地につきましては、県道の北側の畑からつながってございました畑が、県道の用地買収の整備に伴って残地部分となった箇所であります。そのために現況の雑種地となった所でございます。此方につきましても、隣に住宅。また更に西側につきましては●が入っております、●の利用価値の無い、少ない農地の状況となっておりますので、非農地の扱いにして頂きたいと上程した、という事でございます。宜しくお願いします。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なし。と認めます。本案は原案のとおり決定しました。

局長 有難うございます。

議長 これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。平成31年第2回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:51

署 名

会 長 玉城 增生 印

2 番 西江 正 印

3 番 知念 正和 印